

# STI (SKIL, TECHNOLOGY & INNOVATION) 発展の ための投資奨励政策の変更

2004年

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(非公式翻訳)  
**投資委員会(BOI)布告**  
**No. 6 / 仏暦 2547 年(2004)**

**件名 STI(SKIL, TECHNOLOGY & INNOVATION)発展のための投資奨励政策の変更**

国家の産業に、STI の分野で大きな発展をもたらすための支援は、国家の競争力の増加をもたらすものであり、また、クラスター型の投資奨励の戦略に適合するものである。

投資奨励法の増補改正(第3版) 仏暦 2544 年、仏暦 2520 年 投資奨励法第 16 条、および 31 条の第 2 段による権限に基づき、投資(奨励)委員会は、委員会布告 No.1 / 仏暦 2547 年、および委員会布告 No.4 / 仏暦 2547 年を廃止し、以下の布告を発布する。

1. 委員会が、この布告とは別に、特別に権利恩典を与えるその他のものとして規定する事業を除いて、投資委員会布告 No. 2 / 仏暦 2543 年により投資奨励を付与する枠内にある全ての業種を、STI(SKIL, TECHNOLOGY & INNOVATION)ための奨励を付与する原則により権利恩典を付与するものと規定する。
  - 2.1 第 1 項による事業を、特別に国家に対して重要性を有し、有効なものとし、以下の原則条件により、31 条第 2 段により除外を受ける法人税の割合を規定しない。
    - 2.1.1 最初の 3 年間の期間、年間の平均、総売上高の 1 - 2% を下回らない研究開発あるいはデザイン開発経費があること。
    - 2.1.2 科学関係、あるいは研究開発技術に関係する分野、あるいはデザインの分野の学士以上の教育課程を修了した人材の雇用が、最初の 3 年間に、全従業員の数の 1 - 5% を下回らないこと。
    - 2.1.3 最初の 3 年間の期間、タイ人の人材のトレーニングの経費割合が、賃金および雇用経費(Payroll)に対して、1% を下回らないこと。
    - 2.1.4 最初の 3 年間、タイの下請け者の能力開発の経費、あるいは関係教育機関の支援経費が、年間の平均売上の 1% を下回らないこと。
  - 2.1 2.1.1 - 2.1.4 項により、それぞれの 1 つのケースの資格を有する場合、全てのゾーンでの機械輸入関税免除の権利恩典を受取る。
  - 2.2 プロジェクト検討小委員会に検討委員としての権限をあたえ、プロジェクト毎に有効性測定規準を規定することに関しての同意権をあたえる。
3. 直接の 8 つ STI(SKIL, TECHNOLOGY & INNOVATION)開発奨励業種を、重要性を有し、特別に国家に対して有効な事業と定める。31 条第 2 段により免除される法人税の割合を規定せず、かつ、ゾーンにかかわらず、機械輸入関税の免税、および 8 年間の法人税の免税を受けるものとする。以下による。
  - (1) 医療用の器具、機器の製造 (業種 3.9)
  - (2) 科学用の機器(道具)の製造(業種 3.14)
  - (3) 航空機の製造あるいは修理、部品備品あるいは機上で使用する道具を含む (業種 4.7)
  - (4) 電子産業の設計(デザイン)事業(業種 5.7)
  - (5) 研究開発事業(業種 7.12)

- (6) 理科学実験サービス(業種7.13)
- (7) 測定サービス(Calibration) (業種 7.14)
- (8) 人材開発(業種 7.15)

これらに関して、直接あるいは生産受託による、奨励を受けた事業に係わる成果からなる販売およびサービス提供からの所得は、自己生産あるいは他者による受託に係わらず、奨励を受ける所得と見なす。

- 4. 奨励の許可を受けたが、所得をまだ受けていない STI(SKIL, TECHNOLOGY & INNOVATION) 発展のための投資奨励策による投資プロジェクトは、この原則による増補の権利恩典の受理を申請できる。
- 5. 2.1.2 項による学士以上の教育過程を終了した人材の雇用に関する条件検討および審査方法、および 2.1.3 項によるタイ人人材のトレーニング経費の割合に関する条件は、奨励を申請しているプロジェクトによるのではなく、企業の状態で検討する。
- 6. この政策による権利恩典の申請を希望しない、STI(SKIL, TECHNOLOGY & INNOVATION) 発展政策によるプロジェクトは、投資委員会布告1 / 仏暦 2543 年の原則により権利恩典を付与する。

これらに関しては、仏暦 2547 年(2004 年)3 月 3 日から有効となる。

告示日 仏暦 2547 年 5 月 6 日

チャバリット・ヨンチャイユット  
副首相  
首相 代行

注: この翻訳は、2004 年 5 月 6 日布告のタイ国投資委員会布告の翻訳であるが、実際の運用にあたっては、原文(タイ語)を参照願います。